# [事案 2019-93] 既払込保険料返還請求

· 令和元年 10 月 31 日 裁定終了

## <事案の概要>

告知義務違反により契約解除されたが、告知漏れはケアレスミスであること等を理由に、既 払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成29年12月に契約した医療保険およびがん保険について、約半年後に入院したので、入院給付金を請求したところ、保険会社から事実確認を行う旨が通知されたため、自主的に追加告知をしたところ、告知義務違反により契約解除をされたが、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)契約時の糖尿病に関する告知漏れはケアレスミスであるので、契約が解除されたうえ、保険料が返還されないことは公序良俗に反する。
- (2)給付金の支払いがされないにもかかわらず、保険料を返還しないことは、不当利得にあたる。
- (3)糖尿病に関する告知漏れは、がん保険の引受可否の判断には関係しないにもかかわらず、契約を解除され、保険料を返還されないことは納得できない。

# <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知義務違反による契約解除の場合に、既払込保険料を返還しないことは約款にもとづく 通常の取扱いである。また、契約時、申立人は糖尿病により入院中であったにもかかわらず、糖尿病について告知しなかったことをケアレスミスと軽視することはできない。
- (2) 既払込保険料は、保険の継続期間中に保障を提供したことの対価であり、不当利得にはあたらない。
- (3)糖尿病への罹患はがんの発症リスクを高めるものと考えられることから、がん保険の引受可否の判断に関係ないとは言えない。

### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方、保険会社が契約を解除し既払 込保険料を返還しないことは公序良俗違反や不当利得にはあたらず、その他保険会社に指摘す べき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続 を終了した。